

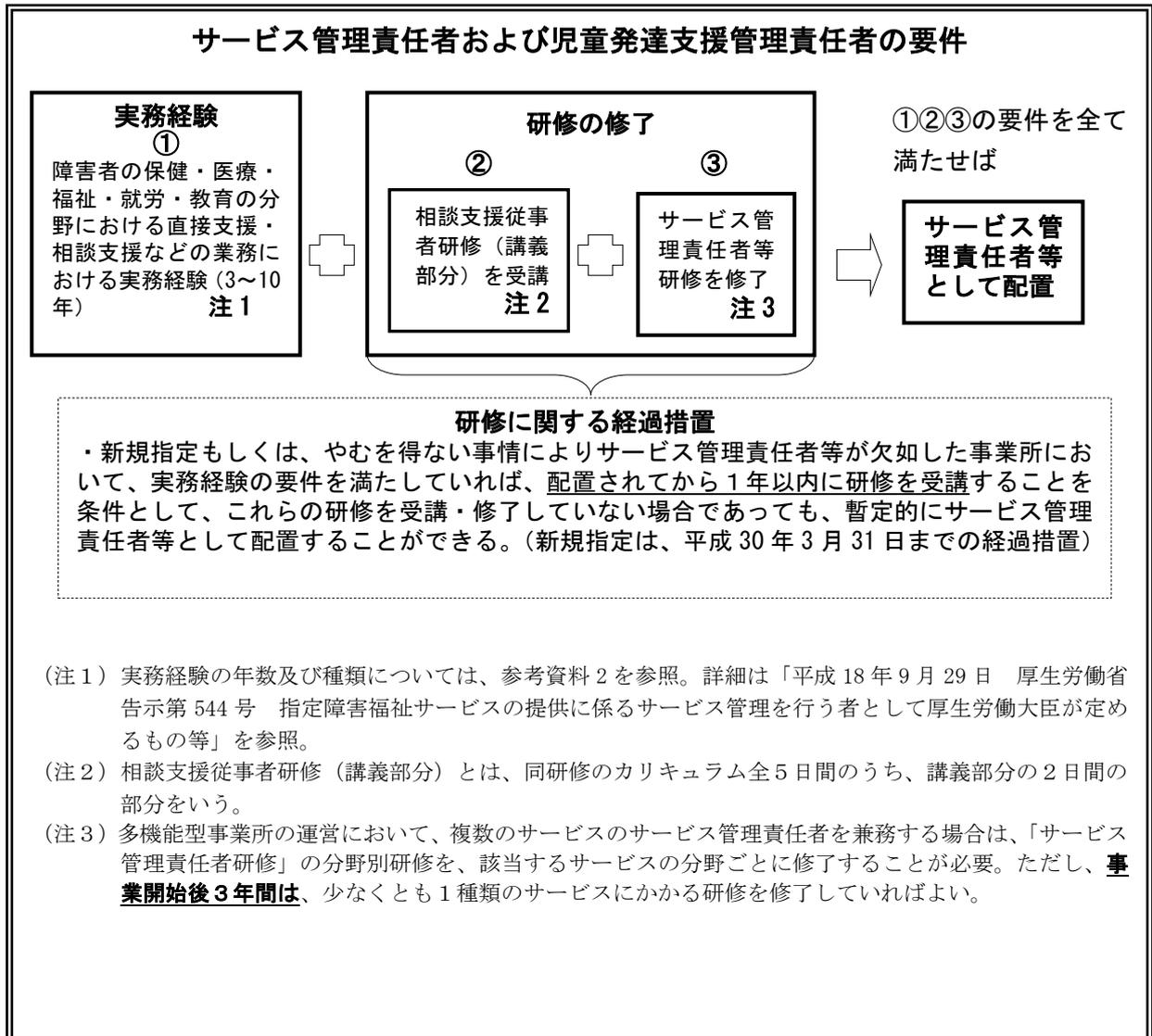
参考資料 1

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件について

サービス管理責任者等になるためには、次の①・②・③の全てを満たすことが必要です。

- ① 障害者支援に関する実務経験（経験の内容によって3年～10年）があること
- ② 相談支援従事者研修（講義部分）を受講すること
- ③ サービス管理責任者等研修を修了すること

このうち研修修了要件については経過措置がありますが、実務経験についてはサービス管理責任者等に就任する時点で、経験年数を満たしている必要があります。



【注意】 サービス管理責任者等研修とは別に、相談支援従事者初任者研修（講義部分2日間）の受講が必要です。

【実務経験に関するお問い合わせ】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県健康福祉部 障害福祉局 障害福祉課 障害政策班 担当：上阪

TEL078-341-7711(代) 内線 2970